

会 議 録

審議会等名	第3回川西市補助金等審議会		
事務局 (担当課)	企画財政部 政策推進室 行財政改革課 内線(2112)		
開催日時	平成20年7月14日(月) 18時30分～20時26分		
開催場所	川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	井本 洋 土山 希美枝 中井 和久 中川 幾郎 中谷 一彦 渡部 尚史	
	事務局	水田副市長、企画財政部長、政策推進室長、政策推進室行財政改革課長、 政策推進室行財政改革課長補佐、政策推進室行財政改革課主査、 政策推進室行財政改革課主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 補助金に係るアンケートについて (2) 補助金のあり方について (3) その他		
会議結果	(別紙審議経過のとおり)		

審議経過

発言者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。</p> <p>最初に、事務局より本日の委員の出席状況と傍聴人等についてのご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局の方より本日の委員の出欠を報告させていただきます。本日の委員の欠席はなく、全員出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立していることを申し上げます</p> <p>次に、本日、当審議会を傍聴される方は2名となっております。傍聴人におかれましては、審議の進行にご協力をお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。きょうの審議会は成立しているということのご報告をいただきました。</p> <p>傍聴人の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございます。念のためでございますが、傍聴要領の順守等、審議会の進行にご協力のほどお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議につきましては、おおむね2時間とさせていただき、午後8時30分を閉会のめどとさせていただきたいと存じておりますので、その間、時間の範囲内にて熱心なご討議をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>前回検討課題としましたアンケート案については、私と副会長とで内容を確認して発送するというようにしておりましたが、最後に、やはり全員で内容を確認した方がいいだろうというふうに考慮いたしましたので、これをきょうの一つ目の議題としております。</p> <p>まず、事務局にご説明いただきます前に、このアンケートの趣旨につきまして、もう一度確認しておきたいと存じます。このアンケートは、同種同類の補助金の整理を行うに当たりまして、実際に活動されている団体の皆様の生の声を聞くというそういう趣旨のものでございました。</p> <p>同種同類の補助金の制度的な現状につきましては、前回、事務局より提示していただきました資料においてははっきりしております。また、理論的な整理だけであれば、その資料に基づいた議論だけでも可能ではないかと存じます。</p> <p>しかしながら、前回、事務局からもご説明いただきましたように、川西市独自の事情といいますか、地域の実情を十分に反映したものでないと、机上の空論に終わってしまうことということを危惧いたしました。ですので、そのような観点に立って、審議会としても机上の空論に終わるような提言はすべきではないと思います。</p> <p>また、事務局と議論している中で、審議会の立場や事務局の立場をはっきりしておく必要があると考えました。前回の審議会でもあったわけですが、市はどうしたいのかということ、審議会としては聞くべきではなく、また、事務</p>

	<p>局はあくまでも審議会の事務局であり、市の担当部署ではないと我々も事務局も理解し、認識しておく必要があるかと思います。</p> <p>こういったことを踏まえたと、アンケートにつきましても、市が行うのではなくて、この審議会が行うのだということになります。内容においても、市長に答申をするために必要なのであれば、あえて市が不利になるようなことを審議会が聞くこともあると思います。</p> <p>こういったことについても、我々も事務局もお互いにしっかり認識しておきたいというふうに考えますが、この点について、いかがお考えになりますでしょうか。少々ご意見賜りたいと存じます。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今、会長のお話にもありましたとおり、審議会として、市役所と市民の間に立って、お互いどういうふうに現場では思っておられるのか。逆に市が聞けない踏み込んだ部分についても、生の声を聞くということが必要だろうと思います。その部分で言えば、分析、アンケートの項目、あるいはそれをどのような趣旨で行うかというのをお伝えすること自体も、主体的には審議会の名前で、審議会が責任を持ってやるべきではないかと思います。</p>
会長	<p>ただいまそのようなお言葉をいただきましたが、その方向で確認していただいてよろしゅうございますか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここで、早速、アンケート案につきまして、事務局よりご説明賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>事前にお送りさせていただいておりますアンケート案ですが、今、皆様、お持ちでございましょうか。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、アンケートについて、依頼文とアンケート案という冊子になったもの、それともう1枚、アンケートの実施対象団体というものをおつけしております。この実施対象団体からまず説明させていただこうかと思いますが、まず、前回ですと、より多くの団体にアンケートをとろうということだったんでございますが、前回の後半の議論の中で、補助金の統合を視野に入れた議論をしてはどうだろうというふうに審議会の方でご議論いただきました。その関係上、対象団体を絞らせていただきまして、この資料で言う4種類の補助金を受けている団体に対して、ターゲットを絞ってアンケートをすると。それによって、この4団体をモデルケースとして議論していこうという形でアンケートの団体を絞らせていただきました。</p> <p>具体的に言いますと、青少年育成市民会議では、主に中学校区を中心としまして7団体ございます。ジョイフル・フレンド・クラブ事業補助金を実施している団体につきましては、小学校区を基準といたしまして16団体ございます。コミュニティ組織活動補助金につきましては、同じく小学校区を基準としまして13団体ございます。福祉デザインひろばも同じく小学校区を基準としまし</p>

て13団体ございます。この二つの小学校区を基準としている13団体、あるいは16団体についてですが、同一地区に小学校が2校区ある場所であるとかいうことも含まれまして、数の上下が出ております。

この4団体に対するアンケートとして、まず依頼文の方を見ていただきたいんですが、ここで、前回より修正させていただいた部分が中段のところ、その中で類似した事業を実施している団体に対する補助金について、地域にとってより効果的、効率的なものとするため、市の体制改善や補助金の統合を視野に入れた検討を行うべくアンケートを実施することとしましたとしております。

次に、冊子になっている方、アンケート案についてですが、こちらの方で、Q1としまして、貴団体の決算書に明記している市の補助金をという形の問いに変更させていただいております。前回のアンケート案ですと、ここで委員の兼務であるとか、会計処理をどうされているかという非常に漠然とした内容だったんですが、はっきりと各団体の決算書に明記されている補助金という限定した形にしております。

この中で、二つ以上の補助金を受けておられる場合に、Q2に進んでいただく形になります。Q2なんですが、ここでは、前回の議論の中で、補助金の統合、事業の統合、そういった議論があったかと思うんですけども、ここではもう補助金そのものにスポットを当てております。この補助金について、一つ、一つの補助金についての統合の可能性を可、一部不可、不可という形で聞いております。なおかつ、ここに選択した理由として自由筆記していただくと。それが、3ページを経まして4ページまで、すべて個々の補助金について聞いていくという形をとっています。

次に、Q3といたしまして、今度は決算書に明記されていない補助金で、統合が可能な補助金があるかどうかと、お考えがあれば教えてくださいという形にしております。前回の議論の中では、所属していない団体のことまでは、当然アンケートには記載できないであろうということがありましたので、強制的な回答項目ではなく、お考えがあればという形で、○○補助金、●●補助金という形で書いていただこうという趣旨でございます。

Q4につきましては、ここで、貴団体から他の団体に対して補助金や負担金等を支出している場合は、その団体名等を教えてくださいとおるんですが、ここにつきましては、Q2の方につきましては歳入について聞いている、Q4で歳出について聞いているということで、おのおのの団体に対して、それぞれが仮に補助金なり、負担金なりを支出しているとなれば、事業を統一して実施しているだろうということが明らかになるのではないかと。実施協力をしているのを聞いてはどうだという意見が前回もございましたので、こういう形で明確に出ている部分について、聞くことによって可能となるのではないかと考えております。

Q5についてですが、今度は補助金の交付基準や手続、市の体制等についてご意見がございましたらご記入くださいという形で、これが依頼文の中にあります市の体制改善、ここについて、各補助金を受けておられる団体が市に対する要望があるかどうか。自由筆記で書いていただくという形に考えております。

	<p>Q 6、最後にその他補助金についてご意見がございましたら、ご記入くださいという形にしております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、お手元にお示ししておりますアンケート案につきましては、冒頭のかがみの文書とあわせまして、事前に副会長と検討させていただきましたものでございます。前回、このアンケート案、生の部分を出していただいて、たたき台にさせていただきましたが、随分と記入される方々のお立場に立って見た場合、書きにくいとか、焦点が絞りにくいというようなご批判もありました。それらを踏まえまして、事前に検討させていただきましたが、その前段でお二人の委員さんにもかかわっていただいたと聞いております。この点で、その他の委員さん、いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>Q 2で、コミュニティ組織活動補助金とほかの補助金等を聞いておられるんですけどね、次のページになると、同じことを聞いているわけではないんですか。ここにまたコミュニティ組織も出てきますし、最初に書いてる方がメインで、こっちを残す、統合した後残すという意味合いで聞いておられるんですか。</p> <p>AとBと表示されて、次のページはBとAと表示しているという形になるんですけれども。</p>
会長	<p>例えばAという記号をつけたら、AとBの組み合わせ。</p>
委員	<p>いや、コミュニティ組織活動補助金がQの2で、それと、福祉デザインと統合どうですかと聞いておられるんですよ。次のページは、福祉と次コミュニティとの統合どうですかと、どっちが先に答えても違う、答える方はどう答えるんだろうと。</p>
会長	<p>ああ、なるほど。重複するやつがあるという意味ですね。</p>
委員	<p>そうなんですか。ひょっとしたら、最初の1ページでしたら、コミュニティの方と福祉を統合してコミュニティを残すという意味で聞いておられるのかなと。</p> <p>もう1点は、Q 3で、明記していない補助金というのは、決算書を明記していない補助金というのはどういう意味合い。市からもらうけど、決算書に明記していないという補助金という意味ですよ。</p>
会長	<p>もあるし、知ってはいるけれども、当該団体に関係のない補助金という意味も入るかなという。ちょっと書きぶりですよ、ここはね。</p>
委員	<p>決算書に補助金は明記しないとまずいような気もしますが、各団体の経理</p>

	<p>の違いはあるんでしょうけれども。市からの補助金と書いているけれども、具体的に何の補助金かわからないというような決算書になっているという意味合いなんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、コミュニティ推進協議会がこんな決算書をつくっておるわけです。その中に収入の欄に何とか補助金というのをうたってあれば、それは明記しています。それから育成会でもそうです。市からの助成金のほかに、コミュニティからの助成、そういうようなのがいろいろ出てきていますよね。だから、決算書を見たら大体わかるんですけどね。</p>
<p>会長</p>	<p>とすると、書き方としてはどうしたらいいでしょうね。</p>
<p>委員</p>	<p>丁寧な聞き方にしたんだろうと思うんですよ。ただ、Q2のコミュニティの場合は、コミュニティ組織活動補助金と以下の補助金との統合について、コミュニティ組織活動補助金が主役で、そこから見たほかの補助金はどうかというふうにとらえようとしたのかなと。福祉デザインひろばづくり事業補助金から見てコミュニティはどうなのか、ジョイフルはどうなのかと。それを検証していくんだろうと思うんですけどもね。確かにダブっている。一方で聞いたら、大体、当然、ほかのところから、一方で聞いたら、ほかのところと当然ダブるだろうなという感じがしますけれども。</p> <p>これは、各団体は、あるコミュニティだったらコミュニティの人ですね、そうした場合、コミュニティとしては、自分が主体的な立場でいろいろ検討するわけですね。ほかのはどうなのかというのは、ちょっと僕ももう一つですね。</p> <p>聞き方を変えることによって、別の面が出てこないかということもあるんじゃないかなと思うんです。</p>
<p>委員</p>	<p>答える側は、これ、答えられるかなということ。</p>
<p>委員</p>	<p>今の委員のお話、そのとおりなんですよ。何というんですか、重なりが起らないAとBとがつながるとというのが1カ所でしか出てこない。あとはもうその前の方で答えているんだから、例えば、コミュニティ組織活動補助金と福祉デザインひろばづくりが重なるのだとすると、それはもうQの2の最初で答えているからということで削っていくと、多分、上から1個ずつ削れていくんだと思うんですね。福祉デザインひろばづくりはジョイフル・フレンド・クラブ以降の残って、そうするとジョイフル・フレンド・クラブは青少年育成市民会議補助金から以降が選択肢として残って、川西市青少年育成基金会議補助金となると、その他のところだけが残るという形になると、そのダブルはなくなるんですが、私もそのどちらでも、少し迷いが残っているところなんですけれども、この補助金は、これとこれとこれとつながりがあるんですよというその形を見せるのだとすると、今のように残しても構わないですし、統計上の精緻な部分というところでは、ダブルカウントを防ぐという意味では1個ず</p>

	<p>つ削っていった方が良いとは思いますが、恐らく、これは、これとこれとこれとで重なっているよねということで、何というんですか、なぜ、回答が1個ずつ減っていくかというよりも、同じ文言を選択肢を残して、これとこれとこれはつながっているという方が答えやすいのかどうなのかなということ、私もちょっとやや迷いも残っているところですが。</p> <p>ただ、○をつける方は後者なのかなと、ちょっと思わないところもなく、理由は同じ理由を書かなくてはいけなくなると大変だと思うんです。恐らく、それはどこかで書かれて終わられるのかなと。</p>
会長	<p>単純に重なりを減らすとすれば、今、委員がおっしゃったようなやり方があるんでしょうけれども、その場合、当該補助金をもらっている団体にしてみたら、すごい選択肢が狭まってしまうような印象もとりますよね。だから、どの団体からアクセスしていても構わない形にとっているというふうに、私はそう理解しているんです。だから、ダブルカウントの分は後で消去していけばいいと思うんですね。項目的には明確に出ますから。</p>
委員	<p>統合についてということではなくて、例えば、重なりについてとか、つながりについてという表現ですと、もう少しそのニュアンスが違うのかもしれないです。</p>
委員	<p>心配しましたのは、先ほど1点言った、同じことを聞いているんじゃないかという回答の問題と、もう一つ、一方では、可に書いて、一方で不可に書いて、集計のときに狂わないかという不安がありまして、趣旨はわかりました。</p>
会長	<p>それは何か書き方に注意書きみたいなのを入れたらいいのかな。</p>
委員	<p>僕は、事務局が大変苦労されまして、そういうこと、ダブルのことも気にかかるんですけども、これとしては、いい流れとして出てきていると思うんですね。だから、おっしゃっているように一部理屈があわないことが出てくるかもわかりませんが、それは、流れの中で、チェックすれば、集計のときに少し苦労しますけれども、把握できるのかなと。数が余り多くないですからね。</p>
会長	<p>そうそう、数が余り多くないから、お問い合わせをして、どういうご趣旨でしようとして確認することもできますよね、矛盾する回答が出たら。</p>
委員	<p>これは、四つの種類の団体だけに送るんですね。そうだとすれば、もう一つ、考えたらというのは、例えば、このままの形だったら、コミュニティ組織推進協議会に送るんだとしたら、このままでいいけど、福祉デザインひろばづくり事業補助金については、自分が主役やから、一番先に持ってきた方がいいんじゃないか、そんなことを思うんですね。</p>

会長	<p>その他のところを消していくから、なるほどね。Q2のグループが合計五つありますよね。その他を入れると。少し変えますか。そのうち、その他を残して、例えばコミュニティ組織活動推進委員会ですか、そこに対してはQ2の一番トップ、これだけを残して後は消してしまうと。そうすれば、ダブりの話はお出なくなる。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>というご提案です。</p>
委員	<p>団体によって違うという。</p>
委員	<p>事務局の方でそれは違うでというのがあったら、教えてください。</p>
事務局	<p>今の議論の中で、Q1に複数回答があったケースにQ2に移るという形になるかと思えます。仮にコミュニティという形で回答をつくろうとしますと、Q1でコミュニティ組織活動補助金と福祉デザインひろばづくり事業補助金とジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金をコミュニティの会計の中で補助を受けているというケースが想定されるかと思えます。</p> <p>この次に、今ご議論のありましたコミュニティ組織活動補助金だけを残してあとは全部その他にしてしまおうとなったら、デザインひろばとジョイフルについてはどうお考えなのかという部分が聞けないのかなと。コミュニティ補助金とどうかという議論は一つあるかと思うんですが、コミュニティはコミュニティのままで、じゃ、福祉デザインひろばはどうなんですかというところが、逆に薄くなるかなという気はいたします。</p>
会長	<p>ということは、二つ以上ある場合ということですね。自己選択だから、こちらで決めつけるわけにいかない。</p>
委員	<p>これでやっとけば、どこなりと書いてくれる。</p>
委員	<p>だから、照会があるかもわからないですね、そのときに答えてあげたら、ね。</p>
会長	<p>対象個数が物すごく多くないですからね、49ですか、もう50切れてますものね。だから、親切丁寧にガイダンスしてあげていただくというのが一番いいのと違いますか。</p>
委員	<p>すぐ来るでしょうね、これ。来たらないじゃないですか。そこでフォローしてあげたらね。事務局、大変かもわかりませんが。</p>

<p>会長</p>	<p>それもコミュニケーションだし。それと、委員がおっしゃった貴団体の決算書に明記してない補助金で統合が可能とお考えの補助金があればという趣旨については、どういうふうにいただきましょう。</p> <p>これ、原案つくったときの趣旨、どうやったっけ。その他の団体が仮に出ているやつで、はたから意見言えるようにしようやというような意見も確かにあったけどね。それがこの趣旨やったかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど説明させていただきましたとおり、Q1で二つ以上ついた場合、この議論をしていただこうとしているわけですがけれども、一つだけの場合しか補助は受けてないですよ。ただし、その中でも受けてないんだけど、地域でされている活動などで別の補助金と、決算書上は表示されてないけれども、ある補助金と一体化すると効率よくなるとか、そういった提案がある場合に、チェックする欄がありませんので、ここでQ3をつけているということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>そういうことですね。この言い方が難しかったんですね。貴団体がもらっておられない補助金で、他の団体がもらっている場合、そういう趣旨なんやけどなあ。</p>
<p>委員</p>	<p>他の団体からその団体に入ってくる。</p>
<p>会長</p>	<p>そうでもない。それはQの4ですね。Q3はだから、自分の団体がもらっていないんだけど、よその団体がもらっていることを知っている。それをこういう文章で表現すると。</p>
<p>委員</p>	<p>なるほど。</p>
<p>会長</p>	<p>だから、貴団体が助成していない補助金であって、という言い方の方がいいのかな。貴団体、大阪弁で言うたら、かわりがないというか、関係ないというやつやねんけどね。貴団体が助成を受けていない補助金で、他に統合が可能と考える補助金があれば教えてください、ということですね。決算書にすぐこだわったんですね、これ。じゃ、ちょっとそんなふうに修正しましょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>まあ、どういうんでしょうか、アンケートそのものがどれだけ精密にきちっとできているかというより、むしろご意見をいただくことの方が重点だと思います、今回は。ご趣旨は、50団体に満たないわけですから、事務局さん、ちょっとご負担をかけますが、丁寧にお話ししていただいて、そして答えていただくようお願いできますでしょうか。</p>

	<p>それでは、一部だけちょっと語句を修正しますが、この様式でアンケートを実施しまして、8月18日の報告を待ちたいというふうに思います。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません。このアンケートの趣旨そのものに、市の体制改善ということが一つの大きな部分がありまして、その意味では、Qの5のような広く意見を拾い上げられる、自由回答の部分が私はすごくいいことだと思うんですが、例えば、これも、質問がふえ過ぎても回答が煩雑になるなというのもあるんですけども、例えば、補助金の交付の基準や手続が煩雑でご苦労されているとか、そういった、あと担当、それぞれの補助金によって担当が、窓口が違って煩雑であるとか、そういった市側の体制について想定される回答の、こういった質問があってもいいのかなと思ったんですけども、他方、それだと少し誘導する部分もありますので、こういうふうな自由回答でした方がいいのかなとも思いますし、少し迷いがあるところなんですけど、ほかの委員の方のご意見伺いたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>この自由回答欄、Q5の取扱いですね。</p>
<p>委員</p>	<p>こういうふうに自由回答で出された方がいいのかなという気も少し。</p>
<p>会長</p>	<p>今おっしゃった趣旨まで書き込むと、もう誘導になる危険性がありますよね。補助金交付基準手続、市の体制等やね。これについてはいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>これ、余り誘導してない意味で、この大きな枠がいいのかなと。委員のおっしゃることはよくわかるんですけども、余り誘導してしまうと、何かと思います。</p> <p>それともう一つ、審議会としては、この団体に対してはアンケートとして、これはこれでいいと思うんですけども、若干気になりますのは、パブリックコメントというんですかね、私、昔、補助金をもらっておった仕事をしていたんです。そうすると、建前としては、財政のためには補助金を合理化せいかんということとは半分あるんですけども、自分の事業を継続せいかんという、本音と建前としてなかなかそちらの方に頭がいてしましまして、そうすると、団体の方は、恐らくそういうトーンで書かれる方もかなりおられるんじゃないかと推測するわけですけども、我々審議会としては、最終的に全市民的な立場で答申を書く場合、難しいんですけども、全市民的なパブリックコメント、これを全市民にやるのは難しいと思うんですけども、何かそういう補足するようなものが、ずっと思っているんですけども、ないかなと。そこまでいくと、話がまた大きくなりますので、少し気になってはおるんですけども。まあ、これでいいでしょうね。</p> <p>自分自身がかつてそういう非常に気持ちがそっちにぶれた思いを持っておるものですから、若干、そんなことを、ずっとこれもらってから思っておるんですけども、まあ、そういう立場に立って判断してくださるということをお前提</p>

	とすればいいのかなと思うんですけども。
委員	そのQ5の文章には、補助金の交付基準や手続と、補助金独特のものと、それから、市の体制、これはちょっとまた別の観点なんですね。
委員	それを全市民的に聞くのはしんどいやろな。パブリックコメントですかね。
委員	これは、市の立場、ごっつい大きいですよ。
会長	ただね、資料1で、それも書いてしまっているんですよ。かがみのところでね、はっきり言ってますよね。だから、その趣旨を受けたのがQ5だというふうになりますよね。だから、市の体制改善や補助金の統合を視野に入れた検討を行うべくと、こうなっていますものね。
委員	まあ、これ、こちらに確かにあるけども。
委員	体制、割と簡単な言葉ですけど、体制って言葉の理解の仕方というのは、割と簡単ではなく難しいんじゃないかなと。市の体制といった場合、補助金の出し方だけのことを言っているのか、あるいは市政全体のことを指すのかというのは、いろいろ金の出し方の問題ですよ。体制というのはね、この場合に言っているのは。割と体制というのは、かなり大きな言葉ですから、今の現市長下における体制とか、そういうふうなかなり言葉として、ちょっと大き過ぎませんか。もうちょっとふさわしい。
委員	いわゆる補助金のあり方ということの体制でね。
委員	だから、体制というのは、政治体制も体制ですから。
委員	そうじゃなくて、あくまでもこれ補助金のアンケートなので、現在の川西全体の補助金のあり方というんですか。
委員	だから、もうちょっと平たい言い方で、Q5が依頼文の前書きを受けたものだということは理解してますけれども。
会長	市の補助金交付に関する体制。
委員	そうですね、そういうふういきちっと区切って考えなければ、市の体制としてと言ったら、かなり受けとめる方も大きな答えが出そうな感じがちょっとします。
委員	ここに点があるので、切り方が。

委員	そこで一応、言葉が切られてしまうから。
委員	補助金交付の基準や手続などの体制について、課題や改善点などがございましたら。
委員	まくら言葉生かそうとして体制というのが来るんですけれども。
会長	取扱い窓口のことを言っているんでしょうね、これ。
委員	<p>僕、これ、これから別のイメージが浮かびましてね。これは、この補助金はあくまでも市の補助金について聞いている。だから、市が県の補助金のつなぎ団体というのか、県からの、市から県へ上げていく場合、審査段階の審議というのはあるんですね。その場合に、ちょっと差し障りがあるかもわからないけれども、例えば、はっきり言いますと、スポーツ21の補助金、我々は、コミュニティでやりなさいと言われて、そのとおりやってきたんだけど、例えば、ものを建てる場合に、クラブハウスを建てる場合に、市の、学校の中に建てないかんのか、学校の外でもいいんやないかと、我々は、僕なんかはそう言ってきたんですね。いや、絶対それは学校の中に建ててもらわないと困ると。それを貫いてしまったわけです。それで、県の方に行って聞くと、もっと柔軟な考えで、県が柔軟なのに、県の補助金について、市が厳格な要件を課すのはいかななものかと、そういう事例が思い浮かんできたんです。</p> <p>だから、そういう、ここはあくまでの市の補助金について議論しているんだから、県の補助金は関係ないんですけれどもね。県の補助金をもらうに当たって、市も経由しないといかんという、しなければいけない市の方がかなり厳格だと。補助金もらっても、それが有効に生かされないという事態が、もうちょっと突っ込んで言いますと、今、県民広場事業というのが1,300万円出ている。</p>
会長	県民交流広場。
委員	<p>それで、スポーツ21も1,300万円です。それを、我々としては、地域としては、合体して一緒につくったらいいのができるやないか、それをやろうやないかと僕なんかは言ってきたわけです。ところが、スポーツ21がそういうので、かたくなに学校の中で建てないといかんと。貫くもんだからその話はもう封印されてしまったわけです。成立しなくなった。</p> <p>だから、補助金の今度は効率ということが大分前面に出てきてますからね、これは、そういう補助金を使い勝手のいいものにしていくのが本筋と違うかなと。そこら、これを僕は、その問題をここに書く。県の補助金については言及しませんけれども、県の補助金をつなぐ、受ける中間段階の審査段階から市がそこまで厳しくしていいのということを言いたくなるわけですね。僕は、差し</p>

	<p>さわりがあったら、いろいろ言うていただいたらいいと思うんですけどね。</p>
会長	<p>今の場合、県民交流場事業やから、県の補助金ですよ。それに対する市の副申か、市が上げる副申が厳し過ぎるということですね。</p>
委員	<p>副申の段階できつ過ぎるんやないか。我々住民としたら、やっぱりもらう以上は、非常に効率的に有効に使いたい。それは税金ですからね。できるだけむだな使い方はしたくないから、合わせて一本でいこうやと言うて、僕は先頭、旗振ったんですけど、いかんせん、それはできなかった。</p>
委員	<p>それと同じようなことがここでも起こっているかもしれないですし、窓口だけじゃなくて、窓口や運用のあり方について、逆に統合することによって使い勝手が上がリ得るような、そういうご意見を書く場所。</p>
委員	<p>実際ね、いろいろ制約がありますよ。だけど、何%以上使ったりとかいろいろ制約があつて、細かく文句言えばあります。</p> <p>だから、この市としては補助金出すに当たつて、これも税金だから、ちゃんとおかしな使い方してもらったら困るという制約は、それはいいと思うんですけども、それは、やっぱりそこそこ常識的なところで抑えてもらわないと、使う方の立場から見た場合に非常に使いにくい。こんなもん要らんわというような気持ちにさせられることがあるから、そういうことにはならんようにしようと……。だから、県への副申の段階として、市の方に言いましたけど、こういったことも補助金の効率化の中に考えてもらってもいいんじゃないかと。そういう意味で言ったんですけど。</p>
会長	<p>はい、ちょっと議論整理します。体制等という言葉が、ちょっと範囲が広過ぎるし、組織そのものの見直しとかいうことも含もうかということではないのだということで、そうしますと、Q5の補助金交付基準や手続、市の体制等というところの取扱い窓口、それから今おっしゃったのは運用ですよ。取扱い窓口並びに運用などについてとか、こうすればどうですか。</p> <p>それに対応して、資料1のアンケート調査のかがみ文も、市の体制改善とか入れかえてしまわないといけませんね。ちょっと丁寧に市の補助金交付に関する基準、手続、取扱い窓口、運用並びに補助金運用などや、補助金の統合を視野に入れたとか、何かその辺のところ、ちょっと今ばらばらと言いましたけれども、日本語としてまとめてください。</p>
委員	<p>会長がおっしゃったとおりでいいと思いますよ。でも、Q5、Q6はもう自由に書いてもらったなら、基本的にね、我々が想像している以上にいろんな意見を持っておられるでしょう。それを私たちは大いに参考にさせてもらって、今後の答申に役立たせてもらうという意味で、そうガチガチ考えなくても、ただ、おっしゃったように市の体制という言葉はやっぱりそういうふうに、そういう</p>

	<p>意味で、Q5、Q6は何かパブリックコメント的にぱっと大きくとられないかなと若干思ったんですけども、やっぱり無理かなと。</p>
委員	<p>Q5はその意味では、割と大きな、ここを書いてくださいねという部分であると思うので、Q6をちょっと何行か後ろに下げて、Q5が大事なところなんですよということを明らかにすると、何というんですか、大体、クエスチョンって後ろの方に来ると、もう何というか、いいんじゃないみたいな印象があることもあるので、ここですよということをちょっと大きくするといいのではないかと。</p>
会長	<p>均等割付と違って、6、4ぐらいにしといてくれと。</p>
委員	<p>すみません、細かな話で。</p>
会長	<p>そういうところでよろしいですか。趣旨としては、Q5に出てくるところこそ、実際はいろいろご意見聞かせていただきたいところであって、使いやすい補助金というのも出てくると思うんですね。もっと使いやすくしてくれという。</p> <p>はい、それでは、先ほど言ったところ、語句の修正はちょっと事務局、お任せします。体制という言葉だけ、ちょっとやっぱり我々ひっかかるというご意見多数でしたので。</p> <p>今回の修正内容を反映させていただいたものは、次も私の方で確認させていただいた後の発送にさせていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。それでは、そのように取扱います。</p> <p>では、次の議題に移りたいと存じます。</p> <p>議題2は補助金のあり方についてとなっておりますが、随分漠然としております。これは、これまでの議論の流れから、二つに分解したいと思えます。一つは、減免や優先利用と補助金自体の整理でございます。もう一つは、新たな補助金の評価及び公表手法ですね。正しくは補助金の新たな評価ですね。新たな評価や公表手法についてです。</p> <p>そのうち、きょうは減免や優先利用と補助金の整理についてを議論したいと思っております。</p> <p>そもそも減免と補助金の関係でございますが、補助金とは、団体などが実施する事業の経費に対して、その財源としてもらうために市が支出するものでございます。それに対して、減免は団体の事業経費、つまり歳出額を圧縮する方向に働くものでございまして、市が減免するということは、団体の事業実施に係る経費を縮小させることとなりますから、結果的に団体に対する効果は補助金と同じものがあるということになります。</p> <p>また施設の優先利用につきましても、団体の事業実施時の支援となりますので、この効果についても金額には反映されませんが、補助金と同じ効果があるということになります。</p> <p>この部分を審議会として整理しようとするものでございますが、審議を行う</p>

<p>事務局</p>	<p>にはどうしても資料が必要でありますので、こういった資料が必要かを事務局と協議させていただきました。</p> <p>そこで、優先利用や減免については、初回の事務局の説明で全体の実績はわかっていたのですが、実際の補助金交付団体に対する実績を提示してほしいとこちらから依頼しておりました。この補助金交付団体に対する公共施設の減免実績一覧表については、決算確定前ということでもございますので、認定されたものではございません。暫定資料であります。ですので、ここでは委員さんのみに資料として配付するものでございますので、協議後の取扱いにはご注意くださいをお願いしたいということでございます。</p> <p>それでは、資料につきまして、事務局からご説明をお願いします。</p> <p>それでは、私の方から説明させていただきます。</p> <p>資料は、資料2と資料3ということで、まず、資料2と資料3、それから先ほど会長から説明のありました審議会委員の補足資料という形で説明させていただきます。</p> <p>模式図で書きましたこの市民活動団体への支援についてという資料と、それから事前にお送りしておりました使用料関連例規集でございます。それと、A3の横の本日配付させていただいた資料でございます。</p> <p>では、個々の内容について簡単に説明させていただきます。先ほど会長からの説明もあったわけですが、市民活動団体への支援についてということで、このA4の横でイメージ図として表示しておりますが、まず、補助金の交付、それから施設使用料の減免、それから施設使用の優先予約という形で活動団体への支援を行っております。</p> <p>まず、補助金の交付につきましては、この平成19年度の予算時点で先日説明しておりますD区分の補助金で、5億4,538万5,000円、公表については統一しているということで、公表しております。これは議会資料等で説明している資料でございます。基準につきましては、各補助金にそれぞれの要綱を定めるなどしまして、市民への公表も行っておりますので、それで公表している内容となっております。</p> <p>次に、2番目の施設使用料の減免でございますが、これについては、今、お手元の支援についての資料2でお配りしている資料は、現在、有料の施設でございます芸術・文化施設と社会体育施設、それから能勢口の駅のところにありますギャラリーかわにし、こちらの施設に限定した資料でございます。新年度に公民館等の有料化を予定しておるんですが、その分については、今現在表に出てきておりません。したがって、現在有料の施設についての抜粋した数字でございます。</p> <p>施設の使用の優先予約につきましても同様の趣旨で集計したものでございまして、減免額で2,023万1,000円。優先使用の回数で5,482回ということで、これにつきましては、予算、決算の段階でも今現在では公表していない内容となっております。</p> <p>基準の統一ということでございますが、現在、芸術・文化施設、社会体育施</p>
------------	---

設、ギャラリーかわにしのうち、芸術・文化施設と社会体育施設には、この事前にお送りしました例規集の中で、減免の運用要綱等がそれぞれに芸術・文化施設で19ページ以降、それから社会体育施設については31ページ以降に、それぞれの扱い、こういった団体に減免をしますというような内容で公表はしておりますが、これは今現在、この二つの施設につきましては、指定管理者の管理ということで、指定管理者が運営をするために、細かい規程を設けているものでございます。ただ、施設独自に定めているものでございますので、その減免の判断基準が双方比較していきますと、対象団体が限定されている社会体育施設の場合と、広くオープンで使用されるケースがある芸術・文化施設では若干書きぶりが異なることとなっております。

次に、減免の実績一覧表につきましては、現在、先ほど申しましたように、その中で、若干集計する上で異なりますのは、この資料は、今回審議会資料として事務局が集計したものでございまして、補助金の交付団体のみを抽出した内容となっておりますので、合計の欄が若干数字が異なっている状況となっております。資料としてはそういう内容で、こういった活動団体への支援策として、補助金、それから使用料の減免、施設使用の優先予約ということで、補助金を受けている団体でも減免や優先予約、またはその両方の恩恵を受けている団体があるということで、課題として、資料として取りまとめたものでございます。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたが、この資料の後ろの方の19ページ以降に、施設使用料減免事務取扱規程ですか、実際に事例が載っております。

この議題を進めるに当たりまして、少し議論を持ちたい、ふっかけていくと言ったら失礼ですけども、問題提起していきたいと思っておりますのは、先ほど言いましたように優先利用とか減免というのは、ある種の補助効果がありますし、行政の側から言いますと、これはいわゆる支援という中にくくれる話ですよ。補助金を出すだけではなくて。ですので、何らおかしな話ではないんですけども、絶対だめだというものではありません。ただ、どういう団体になぜ減免が適用され、なぜ優先利用が認められるんですかということ、基準を明らかにしていくということが大事なんではないだろうか。

これが、基準が結構ばらばらで、それから対象団体も社会体育施設のように団体自身ははっきりと明記されているものもありますし、その他は団体が余り明記されていないようなばらつきがあります。こういう意味で、結構、現場の方も苦しめる面もありましようし、悪意にとれば、恣意的に運用できる余地もあります。そういうのは、非常にどちらにとっても困ったことですので、この審議会では減免規程のあり方的なものを提言してはどうかと思うわけです。

前回の答申にありました公平性、公益性、透明性という補助金に関する三つの基準というわけでは決してないわけですけども、これに匹敵する基準を答

	<p>申に盛り込んで、まずは市の方できっちりと減免規程を整備していただき、それから運用してくださいというべきではないのだろうかと考えるところでございます。</p> <p>ここで、この減免及び優先利用についての議論を全員でしていきたいと思っております。その上で、より具体的な基準につながる概念が出てこないかなと思っております。</p>
委員	<p>ちょっと質問させていただきます。これに関係ないんですが、施設で委託している分があるんでしょう。指定管理者に委託しているものとか、してない施設とか、ちょっと全体像を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>では、説明させていただきます。お手元に配っております使用料の関連例規集で書いております芸術・文化施設、それから社会体育施設、それから都市公園ではあるんですけども、東久代運動公園と、今現在指定管理者が運営しております。</p> <p>先ほど、集計上で使いましたギャラリーかわにしというのが駅前にあるんですが、それは市の直営で今現在運営しております。指定管理者の方でお願いしているのは、料金の徴収についても指定管理者の方にあわせてお願いしておりますことから、減免の運用についても、市との協議に従って減免の作業も指定管理者の方でしていただいている状況です。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>体育施設は運動場とかいろいろあるんですけどね、これ全部一括して。</p>
事務局	<p>ちょっと社会体育施設と運動場の関係がややこしいんですけども、まず、この表紙、例規集の表紙を見ていただいたらありがたいんですが、社会体育施設条例というのは、東久代運動公園を除くプールであるとか、体育館であるとか、グラウンドとかなんですが、東久代運動公園につきましては、河川敷を使った運動公園でございまして、条例の規定上都市公園の位置づけになっておりますので、その関係で、ちょっと違う規程となっております。いずれもこれを一体として、運動する施設、プールを行う施設であることは変わりありませんので、今現在、一括して、体育スポーツ振興事業団、市の外郭団体の方が指定管理者となって運営しているところでございます。</p>
会長	<p>指定管理者の場合であっても、条例上の料金の上限は超えられませんよね。条例設置施設ですから。</p>
事務局	<p>その使用料につきましては、今現在、指定管理者とあわせてちょっと脚光を浴びております利用料金制は川西市の場合は、本施設については採用していません。したがって、指定管理者の方が徴収した金額はそのまま市の歳入としております。</p>

	<p>以上です。</p>
会長	<p>ですから、指定管理者であるかないかは余り意識する必要はないということになりますね。</p> <p>それでは、順次、ご発言くださいますでしょうか。結構、これ、難しい問題ではあると思いますが。</p>
委員	<p>減免ということになりますと、まず公明性ということが出てますよね。そうすると、この芸術・文化施設の事業目的に特にあう団体を優先してということ、一般的にはそうなんです。</p>
会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>だから、芸術・文化施設のそもそもの趣旨、目的に特に合致するというんですか、市が誘導する必要があるというような団体をとということ、一般的な議論になると思うんですが、そういう意味で、今までのところ、事務局に対しては、これについて市民から不平とか不満は出てない、公明性という点で、過去にそういうのはなかったんですよね。現在の取扱いについて。あるんですか。</p>
会長	<p>現在、一定の批判とか何か出ているんですか。</p>
委員	<p>公明性というような観点からして、現在のそういう減免等の扱いについては。</p>
事務局	<p>今現在、先ほど言いましたように、減免というものの実態が公表しておりませんので、活動個々としてはなぜあの団体がという、ひょっとしたらあるかもしれないんですけども、現実には公表してないからということになるか、直接的な苦情ということでは今のところは、確認した中では聞いておりません。</p>
委員	<p>私、事業目的が合致しておれば、積極的に誘導してもいいという考えも成り立つと思うんです。ただ、おっしゃっている、基本的に、今おっしゃった点については、公平性、透明性ということからはやっぱり常にそれについては、他の団体との関係で、常に公表していかないと、常に時代とともに変えていかないといけない部分があるのかなと思います。</p>
会長	<p>つまり実績の公表であるとともに、減免を受けるとか、補助金もそうですが、助成金を受けるとい団体は、やっぱり透明性、公開性という基準に従って、みずから公表していくというのか、知らしめていく責任がありますよね。これはアカウントビリティというんですかね。その二つの原則はやっぱり確認した方がいいのと違いますが。行政側もそれを公表する責任がありますよね。受けた方もそれは示す責任があるし。</p>

<p>委員</p>	<p>恐らくその活動そのものがいろんな形で多様化している中で、例えば、私事で恐縮ですけども、私の年の離れた妹が地元で一輪車のグループで、本当にボランティアでやっているところで、すごく全国でも何位という成績をとったりしたところがあったんですが、そこがボランティアのセンターになっていた児童館と教育委員会が仲が悪くて、全然本当にすごく運営が大変だったというようなところもあったりして、いろんな新しいスポーツやそれを楽しむ人、市民がやっぱりその中で、なぜ、あの団体はその減免を受けれて、なぜ、この団体は受けれないのかというところには、やっぱりそこには何らかの説明責任があるんだと思います。</p> <p>そうすると、逆にそれをきちんと見せることによって、より広く趣味で楽しんでやっているというだけではなくて、その競技を市全体に、もっといろんな人を楽しんでもらうために何か努力している部分があるですとか、そういったところに誘導するような方向づけは要るのかなというふうには思いますが、いずれにしても、やはりこういう減免措置があるということについては、公表していかなければいけないと思うんです。そうしますと、そうではないグループから、なぜ、あそこだけがということが出てくるのは当然のことだと思いますし、それに対しての市の説明責任は用意しておく必要があると思います。少し原則論ですが。</p>
<p>会長</p>	<p>前の、この審議査会の以前の、前時の審議会ですけども、一定の結論を出されたのは、公平性、公益性、透明性なんです。これ、非常にすっきりしていてわかりやすいように見えるんですけど、実は、これ、答えになってないんですよ。申しわけないんですけど。壘を満壘にされてね、ツーアウトで、こっちにバッターボックスに立たされたような気分がするんですよ。</p> <p>透明性はわかりますが、公平性というのも、入り口の公平なのか、出口の公平なのか、プロセスの公平なのかと言いつつ切りがないし、公益性というのもオールドクラシックな不特定多数な第三者利益論に立つと、とても奇妙な袋小路に入りますよね。例えば、ソーシャルマイノリティと言われる少数者の施策なんていうのは、まさしくこのオールドクラシックモードの第一次公益性理論では排除されてしまうんですね。この意味、わかっていただけたらと思いますけれどもね。だから、その論理だけでいいのかなあという気がするんですね。</p> <p>例えば、ちょっと議論広げたらいいんですが、中学校の夜間学級に通っておられる方々がまだまだたくさんおられて、大阪府内は10数校開いていて、全国の4分の3が集まっているんですかね。その補助金が、今度府から切られると。そうすると、中国からの帰国された50数歳の男性がもう学べなくなるということで、テレビで嘆いておられましたけど、ああいうのは対象者が少ないし、政策効果が上がらないんだから、だからやめるんだというのは正しいのでしょうかね。その論理使ったら、少数者を対象とした事業というのは、全部消えていくようになりますよね。だから、不特定多数の第三者利益にならないととっているんですけど、実は、なるというふうに論理的に言わないといけないんですね。</p>

<p>委員</p>	<p>価値をどこに置くかですね。こちらでも、例えば、体育施設使用料の減免を見てると、考えておられるなと思いますのは、障害を持つ方の運動のグループなんか5割で、体育協会のところが3割減免、そういう政策で、それはやっぱり受け入れられ得る政策、より運動の機会というのがこういう方にも持ってほしいなということで、こう政策的にそういうふうな位置づけをしているということが、こういう要領の中では一定程度明確になっている。そうすると、ああ、なるほどなというところが、市民のご理解が得られることもあると思います。でも、今、おっしゃられたようなそういうところもある。</p>
<p>会長</p>	<p>一つはやっぱりあれでしょ、市の各分野における基本計画とか基本方針がありますよね。これは、行政行動方針であり、基本的な理念でもあるわけですけど、その趣旨に合致して、協力的に動いてくれるという団体は当然認めるべきじゃないのという論理はありますよね。方針とか計画というのは、行政が勝手につくるわけじゃないでしょ。当然、議会の承認ももらっている、あるいは市民参画でやっていくわけですから、そういうものの実現の趣旨に合致する団体というのは減免されてしかるべきだという論理はあると思うんですね。それは先ほど委員がおっしゃった政策的に協力してくれる団体ということにもなるかもしれませんね。</p>
<p>委員</p>	<p>難しいですね。</p>
<p>委員</p>	<p>いろんな話、おっしゃっていることは私も感じる。だから、公的な団体が減免する、あるいは公益的な団体は減免する。これが大体一致するんですけど、それで、障害者団体が出てきたら、これは、公的でも公益ということでもなくて、これは施策的なところから来たんだな、何か大きな基本的な施策があって、それを実施するために規定では踏み込んだんかなと、そういうような感じがしたんですけどね。それは、それでいいかもわからないけど、ほかにいろいろ出てきたらどうするんだろうなと。</p>
<p>会長</p>	<p>特に、最近、市民公益活動という概念から言うと、市民の側から提案する公というのはいっぱい出てきますものね。ニュータイプみたいなんがね。</p>
<p>委員</p>	<p>そのニュータイプもね、立ち上げ支援で最初、行政が立ち上げを支援してあげるといことも行政の役割だと思うんですけども、なかなかそれは、じゃ、そこどこまで行くのかというのは非常に難しいですね。一般的には、立ち上げ支援でと良くだれかがおっしゃっておられますけれども、そういうようにおっしゃったようなそういう政策的に立ち上げ支援するということも理論としてはあると思うんですが、それをどういうふうに評価するのかというのは、川西以外どこの市でも同じだと思うんですけども。</p>

会長	ですから、一般市民公益活動の初動期支援と、それから、自立期支援と成長期支援とやっぱり違うわけですよ、物差しが。それに応じてやっぱり物差しも変えないといかんし、政策も変えないといけないわけですけど。
委員	難しいね、立ち上げ、成長期。
会長	それも含めて、この減免の中で議論すると、一般通則みたいに出るかという。
委員	難しいね。
委員	私ちょっとわかりませんが、減免率みたいな、こういう場合は10%引くとか、こういう場合は15%、こういう場合は20%とか、何かそういうのがわかるのが、取扱い規程か何か要綱にあるんですか。
委員	50%減免、30%減免。
委員	今、これをもらった、資料をもらったんですけども、何かちょっとわかりにくいんですけどもね。芸術・文化施設の減免取扱い規程とか何とか見ても、何がどれぐらい減免されるのか。ちょっとどこを見たらわかるというのが。
事務局	芸術・文化施設につきましては、19ページの第5条の2項に規程されております。
委員	第5条のどこを見たら。
事務局	例えば、第1号でしたら、教育委員会が後援する行事を主催する云々というのがありまして、最後5割減額。体育施設につきましては、31ページ以降で、半額免除、全額免除という形であります。
委員	<p>ちょっとすみません。最初に体育施設の方を見たらそういう印象になるのかもしれませんが、やや裁量の幅みたいなのが、芸術・文化施設と体育施設の使用料のところ、少し、明確さが違うという印象があるんですが。</p> <p>指定管理者の方、一応、ここは指定管理者のところですよ。運用はどうされておられるのかなといえますか、例えば、ここでこういうことを議論して、それで何かこういうふうな運用すべきだという話が出たときに、それは指定管理者の、何と言うんですか、利益を害するものにはなり得ないんですかというのが1点と、もう一つ、使用料の減免のところ、私も19ページを拝見していて、ちょっと読み方が難しいというか、体育施設の方は割と5割、3割というふうにはぱりっと決まっている感じがするんですけども、少し市が減額する必要が認めるときはとか、教育委員会とか小学校校長からとか、それでもそうじゃないんですか、指定管理者が減額する必要があると認めた場合とか、やや</p>

	<p>どんなときがどれに当たるのだろうかというのが複雑かなと思うんですけども、その2点、もしおわかりでしたら、教えてください。</p> <p>事務局 先ほども私、減免の説明の中でも若干触れさせていただいたんですが、まず、スポーツ施設につきましては、施設そのものが割と古いというか、過去からあるということで、淘汰されて今の状況になっていることと、それから、活動自体が、やっぱりスポーツ活動ということで一定限定されますので、ターゲットを絞った規定がしやすいということがございます。まず、それが第一のことであろうと思います。</p> <p>あと、芸術・文化施設につきましては、市の中でも、ここについては逆に割り増し料金を加算しますと営利加算であるとか、そういったものもしております、それぞれが非常に微妙な表現があることと、それから、活動する、使用される団体も多岐にわたりまして、営業活動から、中での物販なんかは認めてないようなんですが、営業活動なんかも認めるということで、非常に私どもの方も見させていただいても、所管と協議する段階におきまして、なかなか運用の詳細が難しい、理解が難しいところがございます。</p> <p>ただ、施設窓口の受付の段階でその判断をするということが求められているので、どうしてもややこしい表現になっておりまして、現実の運用としては、具体例というのは列挙されたものはつくっているかとは思いますが、それはあくまで判断基準ということで、実際、規定ぶりがちょっとわかりにくくなっているのは、今のような構造が背景にあると聞いております。</p> <p>委員 一定現場の裁量が必要であるということですね。</p> <p>事務局 一定判断で、当然、その部分については、定期的に市の担当者が協議して、先ほど会長からもご指摘ありましたように、直接的にその指定管理者に対して歳入が直接減るわけではございませんので、減免の運用幅を大きくしたり、小さくしたとしても、直接指定管理者に、現状の制度では指定管理者の財政状況には影響を与えることはない。市の方に影響が出るという認識です。</p> <p>委員 ありがとうございます。</p> <p>委員 これ、難しいですね。税金でも、年末に政府税調、自民党税調で、どこまで非課税にする、延々と議論やっている。どこまでの団体を非課税にして、じゃ、非課税の割合をどうするかといったら、物すごく分厚い資料でやっておられますけれども、あれも結局、エイヤツという作業になる部分はあるようですけども、これの整理したいという気持ちが確かにあるんですけど、一つの方向出したいですね。難しい。</p> <p>会長 もちろん私は、全国一律の正義の味方みたいなそんな基準があるはずはないと思っています。</p>
--	---

委員	川西らしい。
会長	川西的基準でいいと思う。
委員	川西的基準でいいでしょう。
会長	<p>ただ、それを決めるに当たって、この委員会としては一つのフレームを出すことはできるけど、やっぱり個別のこまやかな、現場にゆだねられるべき裁量というものもあると思いますけれどもね。それを決めるのは、やっぱり市民の総意というところに持っていかないとあかんと思うんです。しかもそのスタンダードというのは時代とともにちょっとずつ成長していくとか、そういうものになるべきだと思うんですね。だから、10年間も15、6年間もきちっと通じるようなそういう標準というのは、言葉では言えても、実際の現場の運用指針としてはあり得ないと思います。ただ、前回よりも少しは突っ込まないとあかんやろなと思うんですね。</p>
委員	<p>時代とともに変わったらいいんですよ。これ、既得権にしたら一番問題でしょうね。だから、余計難しいんですよ。でも、川西らしい、スタンダード基準はできないと思いますので。</p>
会長	<p>口でいうのは簡単やと、ちょっとしつこいこと言いましたけど、前審議会の答申の公平性、公益性、透明性、そら、わかるわと。それをどういうふうに分解するんやと。証明するんやと。公益性ということから言うと、結果的にやっぱり開かれていることですよね。その活動が、広く結果的に市民に広く利益をもたらすということを証明する必要がありますよね。それぐらいは次の基準として出していいのと違いますか。開かれていなければならないし、結果的に、市民の全体的な利益につながるということも説明する責任があると。しかし、自分ところの団体が一生懸命やとって、結果的にすごい公益的なことをやっているという無自覚な公益性というものもありますよね。我々、意識してやらないわと。一生懸命人のためにやっているだけのことで、それが世間にどう評価されるか、私らわかりませんというケースもありますわね。そういう意味では、行政の計画、行政の政策方針、市民としてつくった議会が承認した政策方針に合致しているということも、やっぱり認定基準にするのはおかしくはないと思いますね。</p> <p>ただ、これはとり方によったら、行政の政策目的に誘導する、そういう団体ばかりにお墨つきを与えて、御用団体化するというふうにとる市民も出てくることは確かですけど、でも、さっき言ったように、少なくとも総合計画なり、総合計画を受けた中位計画、下位計画の中で、市民参画でその計画がつくられているというプロセスが実態的にあれば、それは、私は市民は納得すると思うんですね。その条項もあっていいと思います。</p>

	<p>それとか、市の教育機関なんかはあれでしょ。これ、自動的に減免でしょ。市の教育機関、例えば小・中学校とかが使うといたら。</p>
委員	<p>行政の主体事業はということですか。</p>
会長	<p>行政主体事業も全額減免でしたね。</p>
事務局	<p>ええ、そうですね。今聞いているところでは、学校の事業でやる場合は全額免除、クラブ活動としてされているケースについては半額ということで聞いてございます。</p>
委員	<p>それは、芸術文化も体育施設も両方ということですか。</p>
会長	<p>芸術文化に関しても一緒ですよ。</p>
事務局	<p>両方同じ運用しております。</p>
会長	<p>それは、むしろ行政作用ですから、お金とっても、とらなくても、結局歳入歳出のトンネルやから、一緒になってしまうから、減免というよりも、とるだけ逆にしようもない行政コストかかると。仕事をふやすだけのことやないかと。</p>
委員	<p>市が行政目的でやる、税でやるやつですから、そういうことですね。</p>
会長	<p>でも、形としては一般会計の歳入で全額減免ですよ。それは筋通ってますわね。</p> <p>ただ、問題は何で5割と3割が違うねんとか、難しいですね。3、5、7、0とかいうたらね。</p>
委員	<p>割と分類が大まかになっていますね。いろいろと、例えば、野球場なんか使用するときありますけど、もうちょっと細かい分類、時間刻みで、2時間刻みにしたり、5割、3割と言うと難しいですわね。</p>
会長	<p>5割の団体と3割の団体とどう違うんだと言われたら。</p>
委員	<p>補助するときに、例えば、その団体が余り財政が豊かでないとか、そういう場合には減免を高くしているんですか。もし、それでやったら、公平性にかなうような気がしますがけれども。豊かなところは余り減免しないというようなことでしたら。それは豊か厳しいかという判断は難しいと思うんですけどね。そういう判断は働いてないんですか。</p>
事務局	<p>直接的にその団体の財政状況を勘案して減免したりというケースはないと思</p>

<p>委員</p>	<p>います。結果的に、実情がそういうケースが出ているという実態があるのかもしれないですけども、基本的にというか、減免する判断で、相手方の団体の財政状況というのは勘案しておりません。</p> <p>透明性、公平性というところでは、例えば一定の何か基準というか、ルールみたいなものがあって、それを満たしている団体が事前に登録すればというような、その団体に関してはその年度は減免というような対応をするということが言えるのかなと。例えば、定期的に会員募集をしているとか、何というんですか、今はボランティアの運動をしていたりとか、最近はやりの何かよさこいソーランで踊ったりみたいなことを考えているんですが、定期的に会員をオープンに募集しているとか、他団体との連携によって、その市民に対して開かれた活動をしていると、あるいはそれに対して努力するというような項目、項目というか、お互いの約束書みたいな、こういうことを、市がそういうことをしたらやってあげますよというのでなくて、そういうことをしているというふうな団体は、3割減免ですよというような応募制というんですかね、登録制というか、そういうような形を一つ導入するということは、運動のグループについてはあり得るかなと。</p> <p>文化団体については、でも、踊りは文化なんですね、すみません。文化団体についてはどういうことがあり得るかなというのは、ちょっと悩んでいるんですけども、そういう、このもともとつながりが、先ほどおっしゃられたようなもともと既得権益のあるところだからというよりは、少し一歩踏み込んだ、こうこうこういう活動を展開していて、それは、その市民の公益性等を踏まえてかかわっているところですか、例えば、運動系のところだと、中学校やどこかのクラブ活動への指導をしているとか、そういうときには、クラブ活動に準ずるというふうに判断して、大きな減免をするとか、例えば、市内で有料でやっている絵画教室みたいなのが、子供さんに対して無料で、何かのイベントで無料で絵画教室をやるというようなときには、対象がパブリックであれば、あるいは学校や幼稚園と連携して何かするというときには無料にするとか。</p> <p>そうしますと、ちょっと場合分けが細かくなり過ぎると運用はややこしくなるんですけども、何を申し上げたかったかと言うと、一定の何かラインをつくって、そこをクリアしていれば、どの団体でも公益性があると認定して減免しますよというような、この委員会できっちり決められるかどうかとは無理としても、そういう方向性を出していくということは可能かなと思ったんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>ちょっと僕も一委員として逸脱した発言になるかもしれませんが、よろしいでしょうか。今、委員がおっしゃったことで、ちょっとインスピレーションを刺激されたんですけども、例えば、文化ホールなら文化ホールの設置条例とか減免規程はその条例を受けてあるわけですね、条例の中で、市長が定めることができる。そして、規則でまた別途詳しく基準は定める。それで、運用要綱</p>

	<p>みたいなのができているという構造だと思うんですけども、そういうものを管理していくためには市民参画型のホール運営委員会みたいなものがやっぱりあると思うんですね。そこが、毎年ちょっとずつ見直して行って、ことしは、これがうちの館のトピックスだし、これ、政策目的として館のねらい目はこなんだから、こういう団体を応援しようよとか決めて、それを枠をふやすとか、私は構わないと思うんですね。</p> <p>例えば、公民館の登録グループ制度ですけども、あれも公民館運営委員会というのがちゃんとあるんです。そこで毎年新規登録、申請のあるグループはこれこれですが、いいでしょうか。そのかわり活動休止になっている団体、これこれなんで、もう登録廃止していいでしょうかと、やるべきなんですよ、本当は。ところが、それを運営委員会に図らないで、1回登録したら、もうずっと登録が続いてしまうというのが多くの自治体で多いので、結局、事実上、活動休止している団体が既得権握ったままじっとしているというのがあって、その枠を、時によったら、名目はそんな団体が借りていることになっているけど、実際はその枠を変えてほかの団体がやっているというようなことが出てきたりする。こういうことはやっぱりやめないといけないんですね。だから、できたら、施設設置条例があるわけだから、その設置条例をお守りする運営委員会とか、企画委員会ごとに減免等に関する審議をもしてもらうように、むしろそれを行革の目玉にしたらどうでしょうか。</p> <p>僕は、ローカルパブリシティというんですか、地方公共性というのをもっと大事にしたらいいと思うんですね。だから、川西的なスタンダードを出すということをや余りあせるより、分野、分野ごとに、施設、施設ごとに、みんなで公共性を判定してくださいと。それを市民がもっと参加していかない限り、行政が限りなく苦しみながらやらざるを得ないので、担当者の裁量ということにまた押し戻されてしまう。そうならないための市民参加せないかんということ、ここで言うておいた方がいいのと違うかなという気がするんです。</p> <p>だから、既得権をたたくのは結構だけど、既得権を持っていることがいつまでも通用しないような公開性、透明性、そして、それを毎年さぼらないで、みんなで審議していくというシステムをつくっていくことが大事じゃないでしょうかね。</p>
委員	<p>行政にも透明性は必要だけど、団体にも透明性を求めると。だからその事業の成果が特定個人に行くんじゃないで、広く市民に波及しますよということなんですね。ですから、計画もみんなでオープンにされると。計画の段階から全員の参加によって決められて、それがオープンにされていくと。そしてその結果、補助金の効果が最大の目的に使われていますということさらオープンにすること。団体にも求めていくことによって、それが出ていくんですよ。</p>
会長	<p>そうです。そうしかないと思うんですね、この話はね。</p>

委員	<p>行政の囲い込みと見えないような注意は、もちろん実績も囲い込みにならないようなことを注意は必要だと思うんですけども、市民が市民に対してこういうふうにやっているから、うちは減免が受けられるんだということがわかるような、ざっくりとしたものがあるといいんじゃないかと。</p>
会長	<p>そうですね。だから、余りぎくしゃくぎくしゃくとした、ピシピシとした基準というのを出すとかえってまずい、現場を殺してしまうような気がしますね。ただ、基準の甘さと固定制というのか、惰性が逆に既得権を生んでいるんだとするならば、もっとみんなで集まって、毎年、毎年見直していけるような仕組みをつくってくれないとだめですよということを言わないといかんのと違うかな。その仕組みがないというのは問題だぜという。</p> <p>例えば、図書館なんかでもよくあるんですけども、こども読書会なんかの団体は、資金バックなんかほとんどないですよ。みんな手弁当でやってはるわけでしょう。ああいう団体なんていうのは、図書館の会議室使う権利みたいな、優先権取り上げてしまったら、もうアウトですよ、事実上。これ、形式的に他の団体と一緒にすというようなことをやってつぶしてしまうなんていうようなことは、やっぱり得策じゃないですよ。だって、子供から料金なんか取れませんもんね。第一、図書館無料の原則の上で頑張っている人たちでしょう。</p> <p>それと、片一方で公民館で、例えば実例があったらまずいんですけど、我が町の事例なんですけど、例えば、何々の歌う会とかね、カラオケで頑張っているような人たちを、もちろん元気は出るんですけども、元気は出るんやけど、自分たちのグループだけで楽しんでいるような印象があるようなグループに特典で、優先貸し出ししているなんていうのは、これは同列に論じていいのかという気はしますよね。そういうことがきちっと議論できるようなベースが欲しいと思います。</p>
委員	<p>今の見直し論というのは僕は必要だと思うんです。補助金でも、あれ、今5年になっていますね。5年たったら、もう当然見直さないかんと。それと同じように、公民館の登録グループも3年たったら見直すとか、何とか強制的にやれるようにしないと、なかなか改則はできないのやないかなと。だから、それは、僕はある程度指標を設けてもいいなと思っています。</p> <p>もう一つ、さっきから気になっているんですけども、きょうもらった補足資料で、補助金の予算額と減免の額、ずらっと見ていったら、ちょっとどういうこっちゃというところがあるんです。例えば、2番の吹奏楽団の場合、補助金92万7,000円。減免額が643万3,000円でしょう。およそ7倍ですよ。これ、吹奏楽団としては、これ、合わせた利益をもらっているわけですよ。それで、徴収額を見るとゼロになっている。全然払ってないのかと。減免ばかりやないかと。減額やったら、徴収額にあらわれてくるはずですよ。補助金の予算に対して減免額がその7倍受けとると。これがどうなんだと。</p> <p>もう一つ目立つのが、体育協会23ですよ。補助金の予算額が279万円、</p>

	<p>減免額が650万9,000円。この場合は徴収額が1,555万円あるわけですね。だから、これはまあよしとすると。どうしても吹奏楽団の場合は、これは大阪の方はつぶされましたけど。これ、徴収額ゼロで、補助金受けて、なおかつ減免されているのは、どう考えたらいいんだろうかと。</p> <p>この二つは、ちょっとさっきから目立っているなど。体育協会の方は払う額が大分大きいから、これはこれでいいと。吹奏楽団の場合、これはどういうこと、これは吹奏楽団、あれは金をもらってないのですかね、演奏して。演奏したら金は入ると思うんだけど。いかにもゼロというのはまずいんじゃないかと。19年、去年も一昨年もだんだん減ってきていますけれどもね。だけど、ちょっと問題やなど。だから、これは、この審議会の最初の日には裏補助として説明があったところなんですけど。こういったところも目を向けないかんやろなど。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですね。この資料を見る限り、減免額プラス補助金予算が、合算した額が実質補助ですよ。自主的に自分たちがお使いになって、お金を払われたのは徴収額ということですね。この徴収額一番大きいのも実は体育協会で、1,555万円。ところが、減免額と補助金額を足すと900万円ぐらいですね。だから、9対15、差し引きしたら600万円ぐらいは払い込んでいるということになるのでしょうか。それからいくと、吹奏楽団は700万円ちょっともらっていることになりませぬ。</p>
	<p>いずれにしても、これらは全部決算が終わった段階では公表すると、減免額や対象など公表するという方に踏み切っていくとするならば、やっぱり議論の対象にならざるを得ませんけれども、そのときに、いや、実際にホール使うとこのくらいお金かかるんですよと、またこれぐらいの減免額もらわないとできませんよという説明はやっぱりあると思うんですね。問題は、その活動がどれぐらい市民的に支えられているか、あるいは市民にどれだけ利益になって返っているかということの説明する仕事があると思うんですね。市民の誇りになってきたといった場合に、そんな議論は余り出ないと思いますしね、これ、物すごくデリケートなところだと思いますわ。</p>
<p>委員</p>	<p>だから、下手するとつぶすようなことになるしね。</p>
<p>会長</p>	<p>とは言うても、やっぱりあれですね。これは、数字的にやっぱり公表すべきものではないかと。今までこういうことを公表するという習慣がなかったという程度のものであって、隠してきたわけじゃない。こういう数値を出すということが余り意識されてなかっただけです。だって、減免額は決算上出ませんからね。補助金額は出ますけれどもね。</p>
<p>委員</p>	<p>補助金の7倍というところがね、いかにも問題やなど。</p>
<p>委員</p>	<p>体育協会さんは、例えば、これ33ページの別表に出ている団体さん全部で</p>

	という。
会長	そうです。全部別表に載っているんです。これだけ入っているんですね。
委員	だから、優先回数もすごく、使っている回数も多いというか。
委員	難しいですね。
委員	市民にとって、吹奏楽団とかやっぱり大事だと思うんですけども、すみません、ここで言っているのかな。
会長	どうぞ。
委員	知らなくて申しわけありません。市民楽団としてどういう活動をされておられるのか。すみません、市外なものですから。
会長	それは事務局さんに聞かないとわかりませんね。
事務局	<p>いろんな年中行事の中で、特に大き目の、人数的に見た場合に規模の大きなイベントなんかは吹奏楽団を、いわゆるボランティア的に活用といいますか、させていただいているという実態がございます。</p> <p>年に2回程度の定期コンサートなんかをされているというふうなことでありまして、集まれる人数についても、常時、大分1,000席近い席が満席になっているという状況を見ますので、ある意味で市民的な認知度は得られているのではないかというふうな、そういう実態があります。</p>
委員	ありがとうございます。
委員	市民的な認知度はあると思うんですけども、ただ、その構成員に対して、応分の負担を求めるといことも片一方ではありますね。100%補助するのやったら、もう市が直接いこうかという荒っぽい議論がありますけれども、吹奏楽ってやっぱり市が直接補助するよりも、やっぱり団体の自主性が大事だと思うんです。ただ、決算の後か知りませんが、補助金額を超えているとか、剰余金が、そういうのは問題やと思います。やっぱり構成員の負担をどこまで、吹奏楽団は構成員の負担、これでいくとよくわからないんですけどもね。
会長	負担されてるはずですよ。
委員	もう1点よろしいですか。体育協会さんの減免は、例えば31ページに書いてあるような内容だと思うんですが、吹奏楽団さんの減免は、徴収額0円とい

	<p>うことは、全部補助ということですよ。これは、例えば、どこで減免されて、第5条の。</p>
事務局	<p>確かにこの規定の中におきましては、全額免除というふうな規定がないわけでございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、特に市民の関与度が高いというふうなことでございますので、特別に決済の形式でもって全額免除をさせていただいておるのが実態と思います。</p>
委員	<p>すみません。第6条という意味だったのでしょうか。</p> <p>6条ですね。5条だと5割までしかないので。例えば、市民に愛されているその楽団の活動を支えるという意味ではすごくあり得ると思うんですけれども。</p>
事務局	<p>規定のところからいたしますと、第5条の使用料の規定のところの第3項に該当するというふうに考えております。</p>
委員	<p>5条の3項。</p>
会長	<p>公用または公益、その他市長が特別に必要とがあると認めるときは第1項の使用料を減免することができる。</p>
委員	<p>なるほど。</p>
会長	<p>それですか、施行規則第8条です。20ページのところです。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>ここに川西市が直接と、川西市教育委員会が使用する場合は免除。指定管理者自身が設置目的を達成するためにやる場合も免除。5割ですね。ここに規定ある。全額はない。</p>
委員	<p>8条の1項ですか。</p>
会長	<p>8条1項第2号。5割以内になっていますね。10割はないんですね。</p>
事務局	<p>今、ご指摘の部分なんですけれども、先ほど申しましたように、一応、5条3項の規定で運用はしようとしているんですけれども、明確に読み切れるところはないという状況です。先ほど言いましたように、特別決裁を上げて対応しているというのが実態でございます。</p>

委員	むしろ、5割までしか規定はないけど、10割しているということですか。
事務局	<p>そのときに、要するに免除の規定の8条の1項の1号のイという部分に、設置目的を達成するために規定する場合とかいうものがあるんですが、現実には、もうこの活動拠点が一時的になくなったということがありまして、その中で減免の優先回数というところが、ここ、資料にお手元にありますので、ゼロになっている。要は、あいている時間に使わせてほしいということが、当初のきっかけでございます。ですから、他団体の使用料をとってないときにさせてもらえないかということで、そのときに運用が始まって、明確に根拠を求められると、それは今のところ読めるところがないということです。ちょっと背景等ありまして、今現在はきっちりした規定がないというところでございます。</p>
委員	<p>すみません、何か話が大きく。でも、それは余りよくない、むしろ逆にそういう、例えば、すみません、誤解を招くといけないんですが、いきなり全額減免がいけないと思っているわけではなくて、音楽とか文化とか、やっぱりすごく大事なところがありますし、ただ、読める規定がないというのは、余り透明性という意味からも余りよくないような気がするんですけども。</p>
会長	<p>思い切って第8条第1項第1号のイにされて、指定管理者自身が使ってくださいとお願いしていると。いい団体なんやからお願いします、あいている間だけでも使ってくださいと言っているという解釈の方がいいかもしれない。それだったら、10割とか、そういう解釈をしてあげた方が、むしろ市民の誇りなんだから、育てていただきたい、あいてるときは使っているんですよと、そういう積極的な姿勢でやっているんですよと言ったら、筋通りますよ。</p> <p>委員が言っておられるのは、そういうレジティマシーとしての規定がないのに、運用でやるというのはちょっと逸脱過ぎるんで、やっぱりきちとした規定は、これ使ってますという答えを出してもらった方がいいということを行っているんですよ。そうすると、主催者とか役所が使っているやつしかないから、役所がもうやってくださいとお願いしているんですよというんか、それに該当する。</p>
委員	<p>逆に規定がないままの状態ですと、委員が今おっしゃられたようにいわゆる裏補助ということにもなりかねますので、規定にされるのであれば、規定にした方がいいなというのが一つと、最近、例えば、レクチャーコンサートという言い方をするんですけども、公演前の練習を、例えば中学校の吹奏楽のクラブに公開して、最後の方でちょっとしたレッスンとか質疑応答とかをつけたり、例えば、普通のコンサートですと、1歳とかの赤ちゃんを持ったお母さんとかは来られないので、そういう練習を公開することにより、市民により広く親しみを持てるようなそういう練習の公開などというのも割とあったりするので、あとレクチャー何とか、レクチャーリハーサルとか言ったりするんですけど、すみません、言葉が出てこないんですが、そういう形で、より広く市民に公開</p>

	<p>される活動を求めるような形にすると、ただ単にあいている時間ということではなくて、市民に公開しながら練習もしますというところだと、よりいいのかなというふうに思うんです。そういうこともいかがでしょうか。</p>
会長	<p>それはよくやられてますよね。練習の公開。</p>
委員	<p>中学校とかの吹奏楽団とちょっと一緒に練習してみたりとか。</p>
会長	<p>そうですね。だから、市民吹奏楽団、市民合唱団ですから、将来的には市民オーケストラができたというのは何ですけど、市の歌とか、市のいわゆるシンボルになるような歌、曲は絶対にレパートリーに入りますとか、それをやる時は、必ず当方でただでさせてもらいますとか、何かそういう社会貢献的なレパートリーも欲しいですね。</p> <p>ただ勉強して、自分たちが上達するためだけでは、公益性はちょっとしんどい。今、委員がおっしゃったのは、子供たちの教育に役に立つとか、子供たちの音楽への興味をそそるとか、アクセスの場を豊かにするとかそういうことで貢献することはできますよね。</p> <p>それとか、グループ分けしてアウトリーチすることももっと考えていいんじゃないかな。出張派遣して、何かサービスしますよとか。</p>
委員	<p>市の側も、例えば、先ほど委員がおっしゃられていた減免額と徴収額とのアンバランスというところで、余り言いたくはないんですけど、原理主義的なことは余り言いたくないんですけども、やっぱり減価償却というような発想もあるので、やっぱり使う方、何というんですか、あいているから0円でというのが、ほかに音楽をやっているグループ、でも、市民吹奏楽団ならいいんじゃないかな。ちょっと議論した方がいいのか、そうじゃないのか、ちょっとわかりかねるところが、市外の者としてはありますね。</p> <p>市の方も逆にボランティアだけじゃなくて、来てもらったときにはきちっとお支払いすると。そのかわりこういうときには、ちょっといろいろ実費負担も考えていただくというような、少し基点を明確にした方がいいのかもしれないとは思いました。すみません、原則的で。</p>
会長	<p>大分時間がたちましたので、所定の時間が迫っております。ちょっと簡単に荒っぽい整理をしますと、やっぱり一定割合の減免は当然あってしかるべきだということについては異議はないと思います。施設の政策的な設置目的にあくまで合致する活動をやってくださっているということが、やっぱり当然のベースでしょうね。</p> <p>その次に、広く開かれて、公益的な活動を行っているということ、この公益性というのは、やっぱり公開ということが前提になると思いますね。だから、新しい市民がそこに参画しようと思ったときに、自由に参画できるような回路が開かれていること。それから、一定の市の計画等に裏づけられた、政策目的</p>

に合致する団体であるとなれば、また公益性が高くなるでしょうし、それから、これは条例上にちゃんと書いてありますが、教育機関そのものとか、市立学校そのものの活動というのは、これは全額無料、これは当たり前のことだと。これは論外だと思いますが、その学校活動でやっていることですよというの、これ、範囲に入れるべきでしょうね。学校そのものじゃないけど、学校のクラブ活動などで応援してますというのを入れてあげるべきでしょうと。それから、これはローカルルールを設けてもいいんじゃないかということで申し上げたんですけど、各施設、あるいは各部局自身が、自分たちの政策目的に合致しているよということで、計画との関係からもちよっとずれるかもしれないけれどもなりますよね。その場合、やっぱりその団体が、団体に対して行政が後援してあげるとか、協賛してあげるといふことありますね。これはまた別途のサイドからの議論ですけれども、後援、共催、協賛等の姿勢をとるときは、これは当然減免すべきだということになりますよね。そこらあたりも基準として出てきたのと違いますでしょうか。

ただ、附帯意見としまして、各施設、各分野ごとにそれぞれ運営委員会、施設管理委員会等の組織があるはずで、ない場合は、例えば財団の理事会、評議委員会等でこの毎年、毎年優先利用させていただく団体について洗い直しをし、そして登録入替制度みたいな、そういうニューエントリーがちゃんとできるような、新陳代謝図れるような仕組みを考案すべきだというのが附帯意見で出ました。

それから、減免とか優先利用実績は公表しておられませんでしたけれども、決算が確定した段階で、その減免額とか対象も公表するべきであるというのが、当委員会の皆さんのご意見でした。

今回議論していただきましたので、かなり線は出てきたかなと思うんですが、まだ荒っぽいものでございます。これの次の補助金の評価とか公表手法、これとまた同じ業務になると思うんですね。やっぱり減免で議論したことと同じことだと思いますので、そこでもう少し深めて議論していきたいと思っておりますので、それをあわせて、今後の答申に反映されるんだというふうに理解していいでしょうか。減免は減免の議論ですと。補助金は補助金の議論ですとにならないと思うんですね。実は両方とも公益性に関する議論ですから。ですので、きょうの議論でちょっと深まったことは深まったんですけど、次回の補助金の評価及び公表手法についてのときにも、もう一度この公益性議論をやって、それを答申に反映させていただきたいと思っております。

では、今日のところはこういうことにさせていただきますが、次回の審議会は、7月28日月曜日、午後6時30分、庁議室にて行います。

議題につきましては、補助金のあり方について、継続して審議したいと思っておりますが、その前段階としまして、前審議会がお出しになられた答申ですね、これをもう一度復習したいと思っております。その審議会でどこまで達成していただいたのか、あるいは開拓していただいたのか、それを、我々はどこから引き継いで、どこまで切り込んでいったらいいのかということ、もう一度頭の中で整理をし、皆さんと共有したいと思っておりますので、委員の皆様方におかれまし

では、もう一度、まことに申しわけございませんが、前回の答申を熟読してくださいませうか。

では、きょうの議題はこういうことでピリオドを打ちたいと思いますが、何かご意見、ご質問、ほかにごございましたら。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、本日はこれを持ちまして、閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。